

## 不適合品流通の状況の公表について

関係各位

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊センターが認定している以下の建材について、木造建築物用接合金物認定規程第7条に定める包装の表示を行っておらず、同第20条に定める不適合品の流通が行われている旨通報がありました。

このことは、正規品の適正な流通及び信頼を損なうものと考えられますので、同条の規定によりここに公表します。

また、詳細については、調査に着手し、後日その結果を公表いたします。

### 記

1. 承認番号 Z100-2
2. 認定取得者 杭州愛龍金属制品有限公司
3. 認定金物 アンカーボルト M12、M16／羽子板ボルト SB・F、SB・E2  
角座金 W4.5×40×φ14、W6.0×54×φ18、W9.0×80×φ18  
両ねじボルト M16／六角ナット M12  
※金物に表示はあるが包装に表示がない不適合品の流通が行われている  
と通報があった認定金物を記載

以上

参考：木造建築物用接合金物認定規程

(表示)

第7条 認定取得者は認定金物及びその包装に、センターが定める認定金物表示規格による表示をしなければならない。

(不適合品流通等の状況の公表)

第20条 センターは、本規程による認定の要件を満足しない認定品が製造され又は流通されているなどで認定事業の推進に支障が生じると判断したときは、その状況を公表することができる。

問い合わせ先：(公財)日本住宅・木材技術センター 認証部 (増村、板橋)  
TEL：03-5653-7581